



山形県公報

令和3年9月24日(金)
第241号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則……………(消防救急課) ……955
- 学校法人北里大学入学推薦規則を廃止する規則……………(医療政策課) ……956

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……957
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……959
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……960
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……961
- 同……………(同) ……同
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による  
住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の届出……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……962

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……同

## 規 則

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第70号

#### 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則(昭和38年4月県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(1)の項申請の区分の欄中「第15条第2号から第5号まで」を「第15条第1項の表(2)から(8)まで」に改め、同表中(2)の項及び(3)の項を削り、(4)の項を(2)の項とし、(5)の項を(3)の項とする。

第4条の表(1)の項届出の区分の欄中「第14条」を「第81条の14の表第7号」に改め、同項添付書類の欄中「附近」を「付近」に改め、同表中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とし、同表(5)の項届出の区分の欄中「第65条第2項」を「第81条の14の表第14号」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表中(6)の項を(5)の項とし、(7)の項を削り、同表(8)の項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同表(6)の項とし、同表(9)の項を削り、同表(10)の項申請の区分の欄中「第83条」を「第81条の14の表第15号」に改め、同項を同表(7)の項とする。

第5条の表(1)の項報告の区分の欄中「第9条、第12条、第34条及び第56条の4」を「第81条の14の表第4号、第8号及び第12号」に改め、同表(2)の項報告の区分の欄中「第9条、第12条及び第34条」を「第81条の14の表第5号及び第9号」に改める。

別記様式第1号中「第15条第 号」を「第15条第1項の表( )」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号 削除

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

別記様式第9号から別記様式第11号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

別記様式第13号中「㊟」を削る。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

別記様式第15号中「㊟」を削る。

別記様式第16号中「㊟」を削り、同様式の備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第17号中「㊟」を削り、同様式の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

別記様式第18号中「㊟」を削り、同様式の備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第19号中「㊟」を削り、同様式の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号、別記様式第4号から別記様式第7号まで、別記様式第9号から別記様式第11号まで、別記様式第13号及び別記様式第15号から別記様式第19号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

学校法人北里大学入学推薦規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第71号

学校法人北里大学入学推薦規則を廃止する規則

学校法人北里大学入学推薦規則（昭和45年7月県規則第42号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第751号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ  
 代表取締役 北澤 正樹  
 東置賜郡高畠町大字一本柳1380
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日      |
|---------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |            |
| 栗田 栄一郎<br>玄米              | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和2年11月30日 |
| 武田 和敏<br>玄米               | 同 左 |            |            |

|                    |     |  |
|--------------------|-----|--|
| 諸橋 伸忠<br>飼料用もみ、玄米  | 同 左 |  |
| 佐々木 耕平<br>飼料用もみ、玄米 |     |  |

**山形県告示第752号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和3年9月13日  
1
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形農業協同組合  
代表理事組合長 岡崎 輝明  
山形市旅籠町一丁目12-35
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 佐 竹 浩 文 | 玄米、小麦、大豆、そば    | 国内産農産物に限る。 |
| 高 橋 広 行 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 吉 田 邦 弘 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 佐 藤 隆 一 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 山 口 正 昭 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 高 橋 俊 一 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 大 場 一 仁 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 樋 口 彰 史 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 古 内 拓 己 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 武 田 修   | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 笹 原 宏 之 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |

|       |             |
|-------|-------------|
| 秋葉達也  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 土屋弘之  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 井上信一郎 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 結城直人  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 山川喜与一 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 東海林賢一 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 熊谷徹   | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 屋島正人  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 板坂和広  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 五十嵐裕平 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 寒河江章  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 渡辺和則  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 齋藤恭宏  | 玄米、小麦、大豆、そば |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
 令和3年9月11日  
 2
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 天童市農業協同組合  
 代表理事組合長 金平 芳己  
 天童市老野森二丁目1-1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分  
 品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
 山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名   | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考         |
|------|----------------|------------|
| 齋藤紀男 | 玄米、小麦、大豆、そば    | 国内産農産物に限る。 |
| 五十嵐博 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |
| 須藤誠市 | 玄米、小麦、大豆、そば    |            |

|      |             |
|------|-------------|
| 有路雅樹 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 押野哲哉 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 鈴木康裕 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 須藤桂  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 武田友彰 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 山口輝  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 狩野徹  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 須藤徹  | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 滝口翔平 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 松浦英輝 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 神尾静也 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 村山元春 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 今田将文 | 玄米、小麦、大豆、そば |
| 井上拓  | 玄米、小麦、大豆、そば |

山形県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、朝日町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年9月24日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 理事       | 今井正仁 | 西村山郡朝日町大字新宿395番地 |
| 同        | 白田守司 | 同 大谷1552番地       |
| 同        | 阿部政直 | 同 松程245番地        |
| 同        | 海野洋一 | 同 三中甲2767の2番地    |
| 同        | 海野武雄 | 同 宮宿120の2番地      |
| 同        | 長岡健一 | 同 石須部30番地        |

|     |         |   |              |
|-----|---------|---|--------------|
| 同   | 渡 辺 良 明 | 同 | 大谷555の1番地    |
| 同   | 伊 藤 正 博 | 同 | 三中乙197番地     |
| 同   | 白 田 健 志 | 同 | 大谷1615番地     |
| 監 事 | 渡 邊 勇 一 | 同 | 宮宿531の3番地    |
| 同   | 佐 久 間 進 | 同 | 玉ノ井乙352の10番地 |
| 同   | 佐 竹 和 広 | 同 | 三中甲225番地     |

山形県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、朝日町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 阿 部 政 直 | 西村山郡朝日町大字松程245番地 |
| 同        | 白 田 健 志 | 同 大谷1615番地       |
| 同        | 伊 藤 正 博 | 同 三中乙197番地       |
| 同        | 今 井 正 仁 | 同 新宿395番地        |
| 同        | 海 野 武 雄 | 同 宮宿120の2番地      |
| 同        | 長 岡 健 一 | 同 石須部30番地        |
| 同        | 渡 辺 良 明 | 同 大谷555の1番地      |
| 同        | 阿 部 志 良 | 同 三中甲233番地       |
| 同        | 白 田 薫   | 同 大谷1344の4番地     |
| 監 事      | 渡 邊 勇 一 | 同 宮宿531の3番地      |
| 同        | 佐 竹 敏 幸 | 同 太郎175番地        |
| 同        | 遠 藤 清 実 | 同 玉ノ井丙255番地      |
| 同        | 佐 竹 長 司 | 同 常盤に8の1番地       |

**山形県告示第755号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月24日から同年10月8日まで縦覧に供する。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|------------------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 米沢市成島町二丁目2917番3から<br>東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで   | 旧    | 69.6メートル<br>} 6.6  | 14,830メートル |
| 米沢市窪田町小瀬字鎌倉上700番3から<br>同 六郷町桐原252番3まで          |      | 115.8メートル<br>} 6.0 | 3,347メートル  |
| 東置賜郡川西町大字時田字四ツ輪久2054番から<br>同 西大塚字荒小屋365番2まで    |      | 66.8メートル<br>} 14.0 | 5,580メートル  |
| 米沢市成島町二丁目2917番3から<br>東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで   | 新    | 69.6メートル<br>} 6.6  | 14,830メートル |
| 米沢市窪田町小瀬字鎌倉上700番3から<br>東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで |      | 115.8メートル<br>} 6.0 | 12,957メートル |

**山形県告示第756号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月24日から同年10月8日まで縦覧に供する。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 東置賜郡川西町大字時田字界田151番1から<br>同 100番2まで | 旧    | 15.0メートル<br>} 11.0 | 327メートル |
| 同 上                                | 新    | 31.1メートル<br>} 12.0 | 同 上     |

**山形県告示第757号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり届出があった。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の名称 | 変 更 事 項        | 変更内容             |                  |
|-----------------------|----------------|------------------|------------------|
|                       |                | 変 更 前            | 変 更 後            |
| ホームネット株式会社            | 住所             | 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 |
|                       | 支援業務を行う事務所の所在地 | 同 上              | 同 上              |

**山形県告示第758号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年3月26日 指令置総建第74号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第二工区  
西置賜郡飯豊町大字萩生字本清水677番の一部  
第三工区  
西置賜郡飯豊町大字萩生字本清水677番の一部、3708番1、3708番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西置賜郡飯豊町大字椿2888番地 飯豊町長 後藤 幸平

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |
|-------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
|                   |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパ<br>ート1号    | 鶴岡市美原町18<br>-1    | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用              | 19,700                  | 22,700                                     | 26,000                                     | 29,300                                     | 33,500                                     | 38,700 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                   |
| 同<br>4号           | 同<br>-3           | 2DK  | 44.4                          | 1    | 特定目的用<br>（高齢者特別） | 12,800                  | 14,800                                     | 16,900                                     | 19,100                                     | 21,800                                     | 25,100 | 単身可                                        |
| 同<br>東部アパ<br>ート1号 | 同<br>朝陽町6<br>-25  | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用              | 14,100                  | 16,300                                     | 18,600                                     | 21,000                                     | 24,000                                     | 27,700 | 同                                          |
| 同<br>2号           | 同<br>-5           | 同    | 55.7                          | 1    | 同                | 14,100                  | 16,300                                     | 18,600                                     | 21,000                                     | 24,000                                     | 27,700 | 同                                          |
| 同                 | 同                 | 同    | 55.7                          | 2    | 同                | 14,100                  | 16,300                                     | 18,600                                     | 21,000                                     | 24,000                                     | 27,700 | 単身可                                        |
| 同<br>3号           | 同<br>-6           | 同    | 58.0                          | 3    | 同                | 14,900                  | 17,200                                     | 19,700                                     | 22,200                                     | 25,400                                     | 29,300 | 同                                          |
| 同<br>茅原アパ<br>ート2号 | 同<br>北茅原町<br>9    | 同    | 58.4                          | 1    | 同                | 15,700                  | 18,100                                     | 20,700                                     | 23,300                                     | 26,700                                     | 30,800 | 単身可                                        |
| 同                 | 同                 | 同    | 63.9                          | 1    | 同                | 17,200                  | 19,800                                     | 22,700                                     | 25,600                                     | 29,200                                     | 33,700 | 同                                          |
| 同<br>城南アパ<br>ート1号 | 同<br>城南町9<br>-34  | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000 | 単身可                                        |
| 同                 | 同                 | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 18,800                  | 21,700                                     | 24,800                                     | 28,000                                     | 32,000                                     | 37,000 | 同                                          |
| 同<br>2号           | 同<br>-30          | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000 | 単身可                                        |
| 同<br>未広アパ<br>ート1号 | 同<br>未広町23<br>-63 | 2LDK | 69.3                          | 2    | 同                | 22,700                  | 26,200                                     | 30,000                                     | 33,800                                     | 38,600                                     | 44,600 | 同                                          |
| 同                 | 同                 | 3DK  | 69.3                          | 1    | 同                | 22,700                  | 26,200                                     | 30,000                                     | 33,800                                     | 38,600                                     | 44,600 | 同                                          |
| 同                 | 同                 | 同    | 69.3                          | 1    | 同                | 22,700                  | 26,200                                     | 30,000                                     | 33,800                                     | 38,600                                     | 44,600 | 単身可                                        |

|                |                   |    |       |      |   |                     |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|-------------------|----|-------|------|---|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 2号           | 同 62              | 23 | 2 LDK | 69.3 | 1 | 同                   | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 | 同   |
| 同              | 同                 | 同  | 3 DK  | 69.3 | 2 | 同                   | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 | 同   |
| 同 3号           | 同 60              | 23 | 2 LDK | 69.3 | 3 | 同                   | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 |     |
| 同 川南アパ<br>ト1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1  |    | 2 DK  | 51.2 | 1 | 同                   | 15,200 | 17,500 | 20,000 | 22,600 | 25,800 | 29,800 |     |
| 同 2号           | 同 1-2             |    | 同     | 51.2 | 1 | 同                   | 15,300 | 17,700 | 20,200 | 22,800 | 26,100 | 30,100 |     |
| 同 川南住宅3<br>号   | 同 1-3             |    | 同     | 54.6 | 1 | 特定目的用<br>(講, 庫, 特別) | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 | 单身可 |
| 同              | 同                 |    | 同     | 54.6 | 1 | 一般用                 | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 |     |
| 同 4<br>号       | 同 1-4             |    | 3 K   | 54.6 | 3 | 同                   | 16,400 | 18,900 | 21,700 | 24,500 | 27,900 | 32,300 |     |
| 同              | 同                 |    | 同     | 54.6 | 2 | 同                   | 16,400 | 18,900 | 21,700 | 24,500 | 27,900 | 32,300 |     |
| 同 川南アパ<br>ト5号  | 同 1-5             |    | 同     | 55.7 | 2 | 同                   | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 | 28,600 | 33,100 | 单身可 |
| 同              | 同                 |    | 同     | 55.7 | 1 | 同                   | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 | 28,600 | 33,100 |     |
| 同 かがね住<br>宅    | 同 かがね町<br>一丁目21-1 |    | 2 DK  | 63.5 | 1 | 特定目的用<br>(身障者用)     | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 同   |
| 同 かがねアパ<br>ト1号 | 同                 |    | 3 DK  | 63.5 | 2 | 一般用                 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 单身可 |
| 同              | 同                 |    | 同     | 63.5 | 1 | 同                   | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同 2号           | 同 21-11           |    | 同     | 63.9 | 1 | 同                   | 17,900 | 20,600 | 23,600 | 26,600 | 30,400 | 35,100 | 同   |
| 同 3号           | 同 21-14           |    | 同     | 61.0 | 1 | 同                   | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,000 | 同   |

|                |                        |     |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|------------------------|-----|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 東泉了パー<br>ト2号 | 同 東泉町<br>四丁目15-22      | 同   | 62.6 | 1 | 同                 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同              | 同                      | 同   | 64.2 | 1 | 同                 | 18,700 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,800 | 36,700 | 单身可 |
| 同 3号           | 同                      | 同   | 62.6 | 1 | 同                 | 18,500 | 21,300 | 24,400 | 27,500 | 31,400 | 36,300 | 同   |
| 同              | 同                      | 同   | 64.2 | 2 | 同                 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 鳥海了パー<br>ト1号 | 同 富士見町<br>三丁目2-118     | 同   | 69.2 | 1 | 同                 | 23,000 | 26,500 | 30,300 | 34,200 | 39,100 | 45,100 |     |
| 同              | 同                      | 同   | 69.2 | 1 | 同                 | 23,000 | 26,500 | 30,300 | 34,200 | 39,100 | 45,100 | 单身可 |
| 同 3号           | 同                      | 2DK | 54.5 | 1 | 同                 | 18,200 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 |     |
| 同 北新町了パ<br>ト   | 同 北新町一<br>丁目1-58       | 同   | 55.0 | 2 | 同                 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 |     |
| 同              | 同                      | 同   | 55.0 | 1 | 特定目的用<br>（農、林、特用） | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | 单身可 |
| 同 余目了パー<br>ト   | 同 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-1 | 3DK | 62.6 | 1 | 一般用               | 15,900 | 18,400 | 21,000 | 23,700 | 27,100 | 31,300 | 同   |
| 同 狩川了パー<br>ト   | 同 狩川字山居22              | 同   | 58.0 | 1 | 同                 | 12,500 | 14,400 | 16,500 | 18,600 | 21,200 | 24,500 | 同   |
| 同 遊佐了パー<br>ト   | 同 鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2  | 同   | 59.3 | 1 | 同                 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年10月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和3年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

#### 5 入居の時期 令和3年12月上旬

令和3年9月24日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年9月24日発行 発行人 山形県